

議案第 43 号

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例

桐生市介護保険条例(平成 12 年桐生市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「29,700 円」を「23,700 円」に改め、同条第 3 項前段中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、同項後段中「29,700 円」を「23,700 円」に、「47,500 円」を「39,600 円」に改め、同条第 4 項前段中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、同項後段中「29,700 円」を「23,700 円」に、「57,400 円」を「55,400 円」に改める。

附則第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第 7 条 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に法第 12 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 8 条第 1 項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

2 前項の場合における第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、改正後の附則第 7 条の規定は令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桐生市介護保険条例第 2 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 43 号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の第 1 号保険料の軽減を強化するため、所要の改正を行おうとするものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等による、第 1 号保険料の減免について規定を設けるものです。